

利益相反管理方針の概要

平成21年6月1日

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等に基づき、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内諸規程等に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の更なる向上を図るため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - （1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が既に契約等に基づく関係を有しているお客さまと新たに行う他の取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまと対立、または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまから得た情報を、不当に利用して行う他の取引
 - （2）①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - （1）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - （2）対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - （3）対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - （4）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内諸規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上

※お問い合わせ・ご相談等につきましては、各営業店の窓口、または以下の「本部担当窓口」までお申出ください。

【本部担当窓口】

杜の都信用金庫 リスク管理部

電話番号 022-222-8158

受付時間 平日 8:30~17:00



杜の都信用金庫